

秋田県と東日本電信電話株式会社との多分野連携協定書

秋田県（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、ICTを活用した地域社会の活性化と県民サービスの向上を推進するため、次のとおり多分野連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が密接な相互連携と協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び県民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 観光の振興に関すること
- (2) 暮らしの安全・安心に関すること
- (3) 働き方の多様性に関すること
- (4) 教育に関すること
- (5) その他地域社会の活性化及び県民サービスの向上に関すること

2 甲と乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に促進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決めるものとする。

3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲と乙は、県内市町村、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、乙の関係会社を実施させることができる。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。なお、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙の書面による解約の申出がなければ、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、その変更を行うものとする。

(守秘義務)

第5条 甲と乙は、この協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の秘密事項（相手方の秘密情報）について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示、漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成29年9月5日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事

佐竹 敬久

乙 秋田県秋田市中通四丁目4番4号
東日本電信電話株式会社
取締役 宮城事業部長

中村 浩

「秋田県と東日本電信電話株式会社との多分野連携協定」に基づく
具体的な連携事項

1. 観光の振興に関すること

(1) 県内観光地の魅力向上のための取組

- ① NTT東日本秋田支店のホームページを活用した秋田県観光情報の発信
- ② 秋田県観光ポスターのNTT東日本秋田支店施設での掲示
- ③ NTTグループの海外向け情報発信活動における秋田県観光情報の発信

(2) 外国人及び日本人観光客誘客に向けたWi-Fi環境充実のための取組

- ① 東北観光推進機構が推進する「TOHOKU JAPAN Free Wi-Fi」の秋田県内での拡大促進及び利用促進
 - ・ポータルサイトへの秋田県観光情報の掲載
 - ・秋田県主催の観光イベント等での利用、秋田県内自治体及び観光団体等の利用推奨

2. 暮らしの安全・安心に関すること

(1) 災害発生時の安否確認・情報連絡手段確保の取組

- ① 災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(Web171)の提供
- ② 行政指定避難場所での情報連絡手段の提供
(災害時用公衆電話(特設公衆電話)設置避難場所の拡大)
- ③ 災害発生時、無料開放可能なWi-Fiサービスの提供

(2) 平時の防災訓練の取組

- ① 行政指定避難所におけるポータブル衛星電話等の開設、運用訓練の実施
- ② SNS等の利用を想定した災害時Wi-Fi通信装置の開設、活用訓練の実施

3. 働き方の多様性に関すること

(1) 子育てや介護などライフステージに対応した働き方支援のための取組

- ① 分身ロボットを活用したテレワークによる新たな就労形態の実証

4. 教育に関すること

(1) 県内教育機関と連携した地域連携型授業の取組

- ① 県内の学校等の要請に応じたネット安全教室の実施
- ② 県内の高等教育機関の要請に応じたICT分野のインターンシップ等の実施

5. その他地域社会の活性化及び県民サービスの向上に関すること

(1) 県政や暮らしに関する県政情報の周知への協力

(2) その他地域社会の活性化及び県民サービスの向上に資する連携事項については、別途協議を行い、合意できたものから順次実施

以 上